

# IFRS第9号「金融商品」最終版(2014年7月公表)に関する金融機関への影響

～減損について～

2016年4月25日

EY Japan FSO  
Thought Leadership

新日本有限責任監査法人  
金融部  
シニアマネージャー 石川 浩次郎

2004年に当法人入所後、銀行、保険会社等各種金融機関の監査業務に従事するとともに、内部統制構築に係る支援業務に従事。現在は、銀行、証券会社、保険会社、信販業等幅広く金融機関に対するIFRSに基づく監査業務に従事する傍ら、大手金融機関に対するIFRS導入支援業務、影響度調査業務に従事。日本公認会計士協会銀行業金融商品等専門部会専門委員。公認会計士。

## Summary

- IFRS第9号における貸倒損失計上のアプローチは、相対的アプローチの導入、フォワード・ルッキングな情報の加味等、日本基準における貸倒損失計上のアプローチとは異なる点が存在し、現行会計実務を大きく変更することとなる可能性があります。
- 予想貸倒損失の測定にバーゼル上のパラメータを使用する場合には、予想貸倒損失の測定のために、必要に応じてパラメータを修正して使用する必要があります。
- 減損は金融機関にとってビジネスの根幹となるため、導入にあたっては実務に与える影響を慎重に検討して対応方針を決定する必要があります。また、様々な部署に関連することとなるため、各部署で連携することが導入プロジェクトの推進にあたっての重要なサクセス・ファクターとなります。

## I. IFRS第9号(最終版): 減損に関する基準概説と金融機関における課題と対応

### 1. 適用範囲

IFRS第9号における減損の適用範囲は、以下のものになります。

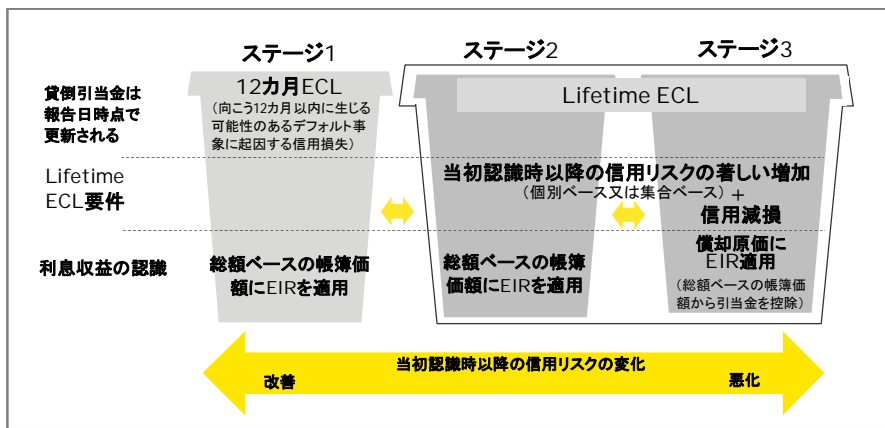
- IFRS第9号上の償却原価またはFVOCI(公正価値で測定し、その変動をその他の包括利益に認識)で測定される負債性金融商品
- IFRS第9号上の純損益を通じて公正価値で測定されないローン・コミットメントおよび金融保証契約
- IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」における契約資産
- IAS第17号「リース」におけるリース債権

## 2. IFRS 第9号における減損のアプローチの概要

IFRS第9号における減損のアプローチでは、予想貸倒損失(ECL)の認識は2つの段階に分類されます。当初認識時以降、信用リスクが著しく増大していない場合、12カ月の予想貸倒損失に基づいて貸倒引当金を計上することが求められます(12カ月ECL - 図1 ステージ1)。当初認識時以降、信用リスクが著しく増大している場合には、残存全期間の予想貸倒損失に基づいて貸倒引当金を計上することが求められます(Lifetime ECL - 図1 ステージ2・3)。

金融資産が信用減損した場合(図1 ステージ3)、利息収益は総額ベースの帳簿価額ではなく、(引当金控除後の)償却原価に実効金利(EIR)を適用することで計算されます。

図1 IFRS第9号における減損のアプローチの概要



引用: IFRS Developments | IFRS 第9号「金融商品」(予想信用損失)の公表

## 3. 信用リスクの著しい増大の評価

上述の通り、当初認識時以降、信用リスクが著しく増大しているかの判定により、12カ月の予想貸倒損失に基づいて貸倒引当金を計上するか、残存全期間の予想貸倒損失に基づいて貸倒引当金を計上するかが変わることとなります。すなわち、それぞれの金融商品について、当初認識時以降の信用リスクの状況をトラッキングすることが必要となります(相対的アプローチ)。

他方で、IFRS第9号は、多くの金融機関の与信管理システムが、個々の金融商品の履歴をトラッキングすることなく、信用リスクの絶対的な水準のみをモニタリングしていることを鑑み、実務上の簡便法に言及しています。すなわち、類似の信用リスクを有するポートフォリオに関して受け入れる当初信用リスクの上限を当初認識時に設定し、評価日時点での信用リスクが当該上限以下であれば「著しい増大」が起きていないと判断するアプローチが紹介されており、これを適用できる場合には、現行のような絶対的なアプローチを継続することができることとなります。

なお、この実務上の簡便法に関して、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)が提案する**予想信用損失会計に関するガイダンス**(以下、BCBSガイダンスという)では、銀行がIFRS第9号の原則に整合することを確認するための十分な分析ができる詳細さでグルーピングされている場合にのみ適用できると指摘していますので留意が必要です。

#### 4. 予想貸倒損失の測定

IFRS第9号において、全期間の予想貸倒損失に基づいて貸倒引当金を計上することが必要と判断された金融商品については、金融商品の残存全期間にわたるすべての回収不能予想額の現在価値に基づき、貸倒引当金を見積もることを要求しています。

ここでいう全期間とは、原則として、延長オプションを含む、契約上の条件を基礎とした期間となります。しかし、クレジットカードや当座貸越等の一定のリボルビング与信枠については、企業が信用リスクに晒され、予想貸倒損失が日常の信用リスク管理によって軽減されない期間となり、例えば過去の実績等に基づき見積もることが必要となります。

#### 5. 将来予測的(フォワード・ルッキング)な情報およびマクロ経済要因

IFRS第9号は、信用リスクの著しい増大の評価においても、予想貸倒損失の測定においても、原則として、フォワード・ルッキングな情報およびマクロ経済要因を織り込む必要があるとしています。

ただし、金融機関は金融商品の予想残存期間全体にわたる将来の状況に関する詳細な予測を織り込むことは求められていません。IFRS第9号では、予測期間が伸長するにつれ、詳細な情報の入手可能性は低下し、予想貸倒損失を見積もるために必要な判断の程度は高まるとされています。したがって、金融機関は、非常に遠い将来の期間に関する見積りを実施する必要はなく、入手可能な情報から推定して予測を行うこととなり、予想貸倒損失を見積もるために必要な判断の程度は、情報の入手可能性に左右されることとなります(B5.5.50)。

過去の情報を出発点として使用し、その上で、現在および将来の両面に関する情報が織り込まれた合理的かつ裏付け可能な情報に基づき予想貸倒損失を見積もるために修正を加えることが必要となります(B5.5.52)。

なお、BCBSガイダンスでは、フォワード・ルッキングな情報およびマクロ経済要因を検討することは、予想貸倒損失モデルの適切な導入に不可欠なものであるとされ、予想貸倒損失の見積りに際しては、合理的に入手可能なすべてのフォワード・ルッキングな情報およびマクロ経済要因を織り込むことが求められ、関連するコストは過度もしくは不必要であるといったことを根拠にこれを回避すべきでないことが言及されています。あるエクスポージャーの信用リスクとそれらの情報の間の強い関連は常に立証できるわけではないため、経験に基づいた信用判断が非常に重要となると言及しています。

### II. 予想貸倒損失の測定にバーゼル上のパラメータを使用する際の留意点

予想貸倒損失の測定に、バーゼル規制における信用リスク・アセット計算上のパラメータを議論の出発点として使用する金融機関が出てくるものと予想されます。しかし、バーゼル規制におけるパラメータを何も調整せずに使用することはできない可能性があります。

## 1. バーゼル規制におけるPDを使用する際の留意点

IFRS第9号は、信用リスクの著しい増大の評価においても、予想貸倒損失の測定においても、原則として、フォワード・ルッキングな情報およびマクロ経済要因を織り込む必要があるとしています。

バーゼル規制におけるPD(probability of default)は、信用リスクの著しい増大の評価においても、予想貸倒損失の測定においても、議論の出発点として使用される可能性があります。

しかし、バーゼル規制におけるPDを使用する際には、例えば次のような調整が必要になる可能性があります。

- IFRS 第 9 号では、その時点で入手可能なすべての情報や将来予想が織り込まれることを要求しています(ポイント・イン・タイム(Point-in-Time))。そのため、パラメータが長期のトレンドを重視したスルー・ザ・サイクル(Through-the-Cycle)の性質を有していると判断される場合には、調整が必要となる可能性があります。
- 内部格付手法採用行は、実績値および実証的な根拠に基づいて PD を推計しなければならない(「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成 18 年金融庁告示第 19 号(以下、告示という)第 210 条)とされていることから、PD は長期的な実績を基礎として推計されることがあります。推計に使用されたヒストリカル・データの対象期間の長さ、当該期間における経済状況を鑑み、将来の予想貸倒損失の測定に使用するために調整が必要か、フォワード・ルッキングな要素が十分に織り込まれているか等、慎重な判断が必要となる可能性があります。
- PD は、1 年間に債務者がデフォルトする確率をいいます(告示第 1 条)。これを全期間の貸倒引当金の算出に使用するためには、PD の期間構造も勘案した長期間のデフォルト確率に変換することが必要となる可能性があります。
- 内部格付手法採用行は、予測される推計に誤差が生じることを考慮して PD の推計値を保守的に修正しなければならない(告示第 212 条)とされ、PD の推計には、保守的な修正が織り込まれることがあります。その修正が将来の予想貸倒損失の測定に使用するのに必要かについて慎重に検討することが必要となる可能性があります。

## 2. バーゼル規制におけるLGDを使用する際の留意点

バーゼル規制におけるLGD(loss given default)は、PDとともに、予想貸倒損失の測定において、議論の出発点として使用される可能性があります。

しかし、バーゼル規制におけるLGDを使用する際には、例えば次のような調整が必要になる可能性があります。

内部格付手法採用行は、LGD を推計するに当たっては、LGD が次に掲げる性質をすべて満たす景気後退期を勘案したものとなるように、エクスポージャーごとに推計しなければならない(告示第216条)とされ、LGDの推計には景気後退期を勘案した保守的な修正が含まれることがありますが、その修正が将来の予想貸倒損失の測定に使用するのに必要かについて慎重に検討することが必要となる可能性があります。



- ・実務上 LGD には一定のフロアが設定されることがありますが、当該フロアが実態を反映しない場合にはフロアを取り除くことが必要となる可能性があります。
- ・内部格付手法採用行は、実績値および実証的な根拠に基づいて LGD を推計しなければならない(告示第 210 条)とされていることから、LGD は長期的な実績を基礎として推計されることがあります。推計に使用されたヒストリカル・データの対象期間の長さ、当該期間における経済状況を鑑み、将来の予想貸倒損失の測定に使用するために調整が必要か、フォワード・ルッキングの要素が十分に織り込まれているか等、慎重な判断が必要となる可能性があります。
- ・LGD の推計には、回収までの期間に応じた重要な割引の効果が反映されます(告示第 215 条)。そのとき使用される割引率と IFRS 第 9 号が求める割引率(実効金利)が異なる場合には、調整が必要となる可能性があります。
- ・LGD の推計には、回収のための重要な直接的および間接的な費用が反映されます(告示第 215 条)。これらの費用が、将来の予想貸倒損失の測定に適切かを判断することが必要となる可能性があります。

### 3. バーゼル規制における EAD を使用する際の留意点

バーゼル規制における EAD(exposure at default)は、予想貸倒損失の測定において、議論の出発点として使用される可能性があります。

しかし、バーゼル規制における EAD を使用する際には、例えば次のような調整が必要になる可能性があります。

- ・全期間の予想貸倒損失を計算するために、長期間を想定した場合の EAD を算定することが必要となる可能性があります。
- ・長期間の EAD を算定するにあたってはプリペイメントの影響を考慮することが必要となる可能性があります。
- ・オフ・バランス資産項目の EAD の算出に使用される掛目は、全期間の予想貸倒損失を計算するために、長期のものを想定して推計することが必要となる可能性があります。

### 4. バーゼル規制におけるパラメータ使用に関するその他の留意点

バーゼル規制におけるパラメータの使用には、例えば次のような点で問題が生じる可能性も考えられ、一定の整理が必要となる可能性があります。

#### (1) 保証付き債権の PD

保証付き債権については、バーゼル規制における信用リスク・アセット計算上、保証会社の PD が使用されることがあります。

IFRS 第 9 号は、信用リスクの著しい増大の評価について、債務者の格付で評価すべきことを規定しておりますので、保証会社の PD を使用することについては一定の整理が必要となる可能性があります。

なお、これに関連し、2015 年 4 月に開催された金融商品の減損に関する移行リソースグループ(ITG)のミーティングにおいて、金融保証契約が保証対象の負債性金融商品に発生するデフォルトのリスクを低減すると予想される場合(B5.5.17(j)~(l))を除き、信用リスクの著しい増大を評価する際は、保証による回収金額を除外すべきとの議論がされています。

## (2) グルーピング

グルーピングについても、バーゼル規制上のグルーピングをそのまま使用することができるかについては、慎重に検討することが必要となる可能性があります。バーゼル規制においては、エクスポージャー区分、信用リスク区分、リテール・プール区分等にグルーピングがされ、パラメータが推計されていることが考えられます。IFRS第9号では、共通の信用リスク特性に応じたグルーピングが求められます(B5.5.5)ので、バーゼル規制上の区分が、その要件を充足するかについて検討することが必要となる可能性があります。また、信用リスクの著しい増大の判定に当たり、いわゆるボトムアップ・アプローチが例示されており、特定のマクロ経済要因に感応度の高いサブグループがある場合には、サブ・グルーピングすることが必要となる可能性があります。

## III. 導入プロジェクトにおけるポイント

### 1. 複数部門の連携

IFRS第9号における導入プロジェクトは複数部門の連携が重要なポイントとなります。

例えば、貸出金だけでなく債券も同一のモデルを用いて予想貸倒損失を求めることとなるため、会計関連部門や融資関連部門だけで検討が完結することはなく、市場関連部門との情報連携も必要となることが考えられます。

また、バーゼル規制における信用リスク・アセット計算上のパラメータを予想貸倒損失測定のための議論の出発点として使用する場合には、そのパラメータの性質を理解すること、IFRS第9号における予想貸倒損失算定のために必要となる調整について議論するために、リスク管理部門との連携も重要となることが考えられます。また、フォワード・ルッキングな情報およびマクロ経済要因の加味の手法として、ストレス・テストの枠組みを応用するケースが考えられます。このときにも、リスク管理部門との連携が重要となることが考えられます。

さらに、相対的アプローチの導入により、個々の金融商品の履歴をトラッキングすることが必要となった場合、システムのキャパシティ等の非機能要件も含め、既存システムの枠組みで対応できるかについて検討が必要となる可能性があります。このような場合には、システム関連部門との連携も重要になることが考えられます。

このように会計関連部門だけでプロジェクトを推進することは困難であることが考えられ、融資関連部門、市場関連部門、リスク管理部門、システム関連部門等と密接に連携することが必要となる可能性があります。

特に具体的な対応策を検討・立案する段階では、複数部門の連携がより重要となり、複数部門の効果的・効率的な連携のためには、どの部署の、誰が、いつ、何のために、何をするのか、どのタスクが相互に依存関係にあるのか等を検討することが必要となります。推進役としてプロジェクト・マネジメント・オフィスを設置し、各部門の役割分担決定やスケジューリング、優先順位付等を行うことが導入プロジェクトの重要なポイントとなります。

## 2. 与信実務に与える影響の考慮

IFRS第9号における減損は与信費用に影響を及ぼすものであり、金融機関、とりわけ銀行にとってはまさに本業にかかわる重要な課題となります。そのため、当該基準の導入が与信実務やプライシングに与える影響も慎重に考慮する必要があります。

例えば、正常先のうち格付下位先がステージ2に区分されたとします。この場合、(1年ではなく)全期間の引当が求められることとなり、与信費用の増加により、与信を縮小する、金利を引き上げるといった行動につながる可能性が考えられます。

しかし、真に償還能力に問題がないと考える先であれば、与信の縮小、金利引上げは妥当な行動とは言えません。

このようにIFRS第9号は会計上のテクニカルな話だけでは完結しないため、実務に与える影響も加味して慎重に検討する必要があるとともに、実務を担う部署への周知・理解も導入プロジェクトの重要なポイントとなります。

## 3. 海外事例の調査

IFRS第9号の導入準備では欧州やアジアの金融機関が先行しています。IFRS導入プロジェクトでは、これらの金融機関の適用上の課題を数多く把握し自社への影響を分析することが重要なポイントとなります。

### How we see it

- 信用リスクの絶対的な水準を用いた与信管理システムを有する金融機関にとり、相対アプローチの導入はシステム対応等大きな影響を及ぼすこととなります。
- 本基準の要求事項に対応するために、既存のパーゼル規制上の枠組みをどのように活用するかが重要な検討課題となります。

## お問い合わせ先

新日本有限責任監査法人  
シニアマネージャー 石川 浩次郎

Tel: 03 3503 1088

E-mail: RAAT@shinnihon.or.jp

本資料は、2016年3月31日現在の情報に基づき作成いたしました。

最新の状況につきましては、弊法人の貴社担当者または上記窓口までお気軽にお問い合わせください。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY FSO(日本エリア)について

EY フィナンシャル・サービス・オフィス(FSO)は、競争激化と規制強化の流れの中で様々な要望に応えることが求められている銀行業、証券業、保険業、アセットマネジメントなどの金融サービス業に特化するため、それぞれの業務に精通した職業的専門家をグローバルに有しています。また、各業界の規制動向を予測し、潜在的な課題に対する見解を提示するため、業種別にグローバル・ナレッジ・センターを設け、規制動向の収集や業界分析を行っています。EY FSO(日本エリア)は、グローバル・ネットワークと連携して、金融サービス業に精通した職業的専門家が一貫して高品質なサービスを提供しています。

© 2016 Ernst & Young ShinNihon LLC. All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。